

第2回 堺市・美原町任意合併協議会

会 議 資 料

日 時 平成 15 年 2 月 17 日 (月) 午後 2 時

会 場 堺市役所 市議会委員会室

堺市・美原町任意合併協議会

第2回 堺市・美原町任意合併協議会 次第

日 時 平成 15 年 2 月 17 日(月)午後 2 時
会 場 堺市役所 市議会委員会室

1. 開 会

2. 協議事項

協議第 7 号 堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針について

協議第 8 号 堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本
方針について

3. 報告事項

報告第 4 号 堺市・美原町合併協議会規約について

4. その他

今後の予定について

5. 閉 会

協議第 7 号

堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針について

堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針について、別紙のとおり提出する。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木 原 敬 介

平成 15 年 月 日 承認

堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針

1. 基本的考え方

事務事業等の統合及び調整にあたっては、これまでの両市町の行政制度の経緯を尊重しつつ、次の5原則を総合的に勘案して実施するものとする。

一体性確保の原則

合併後、速やかな一体性の確保に努める。

福祉向上の原則

行政サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

健全な財政運営の原則

合併後において健全な財政運営に努める。

行財政改革推進の原則

行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

2. 調整の体制

法定の合併協議会においては、協議会の下部組織として専門部会等を設置し、分野ごとに、より専門的で詳細な議論を行うものとする。

協議第 8 号

堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針について

堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針について、別紙のとおり提出する。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木 原 敬 介

平成 15 年 月 日 承認

堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針

1．計画策定の目的

堺市、美原町の合併に際し、両市町の住民に対し将来のビジョンを示すとともに、合併特例法等に基づき様々な財政措置が講じられることへの対応を図るため、合併後の両市町域の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定する。

2．計画の位置付け

この計画は、「美原町第3次総合計画」及び堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」を踏まえて、両市町域のまちづくりの基本方針を定め、これを実現していくことにより、両市町の速やかな一体化による南大阪地域における新しい中枢都市づくりを促進し、両市町域の均衡ある発展に寄与するとともに、住民福祉の向上を図るものである。

3．計画の構成

この計画は、「まちづくりの基本方針」、それに基づく「まちづくり計画」及び「財政計画」で構成する。

4．計画期間

まちづくりの基本方針は、21 世紀を展望した長期的な視野に立ったものであり、まちづくり計画及び財政計画は、先進市の事例等を参考とし、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 ヶ年の計画とする。

5．計画の策定体制

法定の合併協議会においては、協議会の下部組織として専門部会等を設置し、分野ごとに、より専門的で詳細な議論を行うものとする。

報告第 4 号

堺市・美原町合併協議会規約について

堺市・美原町合併協議会規約について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 2 月 17 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木 原 敬 介

平成 15 年 月 日 確認

堺市・美原町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 堺市及び美原町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 前条の合併協議会の名称は、堺市・美原町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事務

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、両市町の長が協議して定める場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者のうちから両市町の長が協議して、これらを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び両市町の長がそれぞれ指名する助役
- (2) 両市町の議会が選出する議員
- (3) 両市町の長が協議して定める学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

- 2 委員の総数の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知するものとする。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(顧問)

第 11 条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。
- 4 顧問は、非常勤とする。

(幹事会)

第 12 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会に要する経費は、両市町が負担する。

- 2 前項の規定による負担の割合は、両市町が協議して定める。

(監査)

第 15 条 協議会の出納の監査は、両市町の長が定める両市町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。

- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、両市町の長が協議して定める日から施行する。